

総合特別区域基本方針（抄）

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

③ 総合特区評価・調査検討会

内閣府は、総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、有識者により構成する「総合特別区域評価・調査検討会」（以下「評価・調査検討会」という。）を開催し、総合特区の指定及び第二の5に示す総合特区の評価等に関してその知見を活用するものとする。

～中略～

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

③ 評価の方法

イ) 現地調査

当該総合特区における事業等の適切な進捗を図る観点から、必要に応じて評価・調査検討会委員等による現地調査を行うこととする。この場合において、当該現地調査を行った委員等は評価・調査検討会に調査内容を報告するとともに、総合特区実施主体に対しても当該調査内容を伝えることとする。

～中略～

第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

⑥ 総合特区計画の認定基準

法第12条第10項（第14条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）各号又は法第35条第10項（第37条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

i) 基本方針及び総合特区推進方針に適合するものであること（第1号基準）

本方針及び総合特区推進方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

(参考資料4)

- a) 当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致していること
- b) 国と地方の協議会における協議結果と整合していること
- c) 個別の規制の特例措置等及び構造改革特区の規制の特例措置の実施に係る要件、
手続が満たされていること

ii) 当該総合特区計画の実施が当該総合特区における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定総合特区事業、構造改革特区法の特定事業又は一般総合特区事業として記載されていることをもって判断する。

なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が特定総合特区事業、構造改革特区法の特定事業又は一般総合特区事業として記載されている計画については、認定しないものとする。

iii) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

特定総合特区事業、構造改革特区法の特定事業及び一般総合特区事業について、総合特区計画が認定された場合に、

- ア) 事業が具体化されていること
 - イ) 事業の実施スケジュールが明確であること
- をもって判断する。

⑦ 目標時期到来に伴う総合特区計画の認定

総合特区計画に掲げた目標の終了時期が順次到来し、その際、総合特区としての取組を継続するためには、指定地方公共団体は、当該時期以降の取組に関する計画を作成し、新たに認定を受ける必要がある。この場合、第四の1⑥に基づき、これまでの総合特区の取組を踏まえて行った事業の実現可能性や効果についての検証が十分に反映されていることも認定の判断基準とする。